

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	障害福祉サービスの給付に係る事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、障害福祉サービスの給付に係る事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

滋賀県彦根市長

## 公表日

令和1年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉サービスの給付に係る事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業の給付に係る事務にて特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①自立支援の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理            ②障害児支援の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理            ③自立支援医療(更生医療・育成医療)の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理            ④自立支援医療(精神通院)の給付に関する進達事務および情報の管理            ⑤補装具の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理            ⑥地域生活支援事業の給付に関する申請受付・交付決定事務および情報の管理</p>
③システムの名称	障害者福祉番号制度連携システム、住民基本台帳システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
業務宛名ファイル、人履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1第8号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条            番号法第9条第1項および別表第1第12号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第12条            番号法第9条第1項および別表第1第34号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第25条            番号法第9条第1項および別表第1第84号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
	<p>1 情報提供の根拠            番号法第10条第7号および別表第一第9号 第11号 第16号 第20号 第21号 第22号 第28号 第52</p>

②法令上の根拠	省令第19条第1号および別表第一第8号、第11号、第10号、第20号、第21号、第22号、第20号、第23号、第56の2号、第57号、第87号、第108号、第116号 2 情報照会の根拠 番号法第19条第7号および別表第二第10号、第11号、第16号、第20号、第53号、第108号、第109号、第110号
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	彦根市福祉保健部障害福祉課 〒522-0041 滋賀県彦根市平田町670 0749-27-9981

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

